
ロシア産ダイヤモンドの輸入規制に関する、G7 首脳声明及び日本政府の発表について

報道にある通り、ロシア産ダイヤモンドの輸入規制について、12月6日にG7首脳声明が出されました。要約すると下記の3点となります。

1. G7各国は（以下同じ）、ロシアで採掘、加工、生産された非工業用ダイヤモンドの輸入規制を2024年1月1日までに導入する。
2. 第三国で加工したロシア産ダイヤモンドの段階的な輸入規制も、2024年3月1日を目途に導入する。
3. 上記を裏付ける目的で、生産履歴の追跡による原石の認証システムを2024年9月1日までに構築する。

また、同声明に呼応する形で、日本国政府も12月15日に、上記「1」の輸入規制について、具体的な規制方法を閣議決定し、即日発表しました。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231215005/20231215005.html>

<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231215005/20231215005-1-2.pdf>（15ページ以降）

現時点で決まっていることは上記が全てであり、「2」及び「3」を達成するための技術的な手法については、今後のG7及び政府の発表を待たなければなりません。特に第三国でロシア産原石から研磨されたダイヤモンドについて、他国の原石から研磨された物とどう判別・証明するかについての具体的な手法や、規制の方法などについての協議は、各国およびWDC（世界ダイヤモンド評議会）などの間で続けられています。

TDEは、日本国政府が今後の具体的な運用ルール作成にあたって、引き続き他のG7各国やWDCおよびWFDB（世界ダイヤモンド取引所連盟）などと協力し効果的なメカニズムを確立していくものと理解しています。

WFDBの会員であるTDEは、こうした運用ルール作成にあたり全面的に協力していく所存で、かつ実際に運用可能な汎用性の高いものであることを希望します。

問い合わせ先：東京ダイヤモンドエクスチェンジ（TDE）山家

電話：03-3831-6775

Mail：tde-info@tde.or.jp